

平成 29 年 7 月 18 日
株式会社三菱東京 UFJ 銀行

個人情報の利用目的の改定について

株式会社三菱東京 UFJ 銀行（以下「当行」といいます。）は、個人情報保護法第 15 条第 2 項および第 18 条第 3 項を踏まえ、当行の、個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報等」といいます。）の利用目的を、以下のとおり変更（追加）することをご連絡いたします。

なお、変更日は、預貯金口座付番*が開始される平成 30 年 1 月 1 日からといたしますので、申し添えます。変更（追加）点は下線部をご覧ください。

[特定個人情報等の利用目的について]

当行は、お客さまの特定個人情報等を、以下の利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。（略）

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定に基づき、当行は、特定個人情報等について、同法で認められた利用目的以外の目的のためには取得、利用もしくは第三者提供いたしません。

(特定個人情報等の利用目的)

- ①金融商品取引に関する法定書類作成事務のため
- ②生命保険契約等に関する法定書類作成事務のため
- ③損害保険契約等に関する法定書類作成事務のため
- ④信託取引に関する法定書類作成事務のため
- ⑤金地金等取引に関する法定書類作成事務のため
- ⑥非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ⑦国外送金等取引に関する法定書類作成事務のため
- ⑧その他法令に基づき作成する支払調書の作成事務のため
- ⑨預貯金口座付番に関する事務のため
- ⑩①から⑨までに関連する事務のため

*平成 27 年 9 月に改正された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、その他関連法令に基づき、預貯金口座を個人番号と紐付けることです。

以上